

(構想書)

松前町バイオマстаун構想

1. 提出日 平成21年2月18日

2. 提出者

松前町生活環境課

担当者名：重松修平 川上純司

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

電話：089-985-4117

FAX：089-985-4148

メールアドレス：142seikatsu@town.masaki.ehime.jp

3. 対象地域

松前町

4. 構想の実施主体

松前町、その他関係業者団体

5. 地域の現状

松前の地名の由来は定かではないが、建武三年（1336年）に町指定史跡である「松崎城」の文字が文献に現れています。真崎、正木、柾木、満崎、松前となり、各氏の居城となりながら慶長八年（1603年）までの間松前城が存在した記録があり、約270年の長い間松前は城下町でした。その後、昭和30年には、旧松前町と北伊予村および、岡田村の1町2村が合併し、現在の松前町が誕生しました。



資料：松前町統計書

(1) 経済的特色

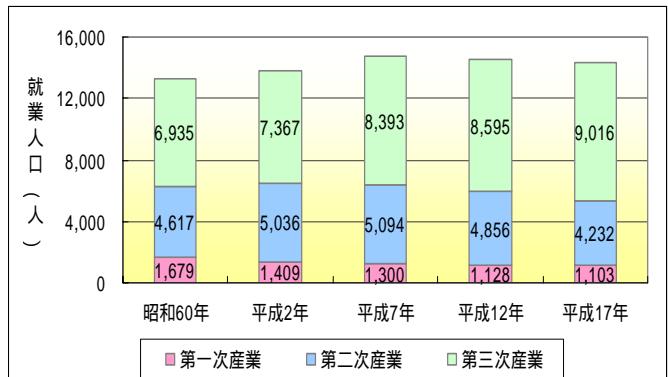
総就業者数は平成 7 年まで緩やかな増加をしているが、平成 7 年から平成 17 年にかけてわずかに減少しています。

現在の総就業者数は、約 14,351 人であり、そのうち男性の占める割合は約 56%、女性の占める割合は約 44% となっています。

各産業別の就業者数は、第一次産業割合は、昭和 60 年から平成 17 年にかけて 5 ポイント減少し、現在は 7.7% です。

第二次産業の割合も 5 ポイント減少し、現在は 29.5% です。

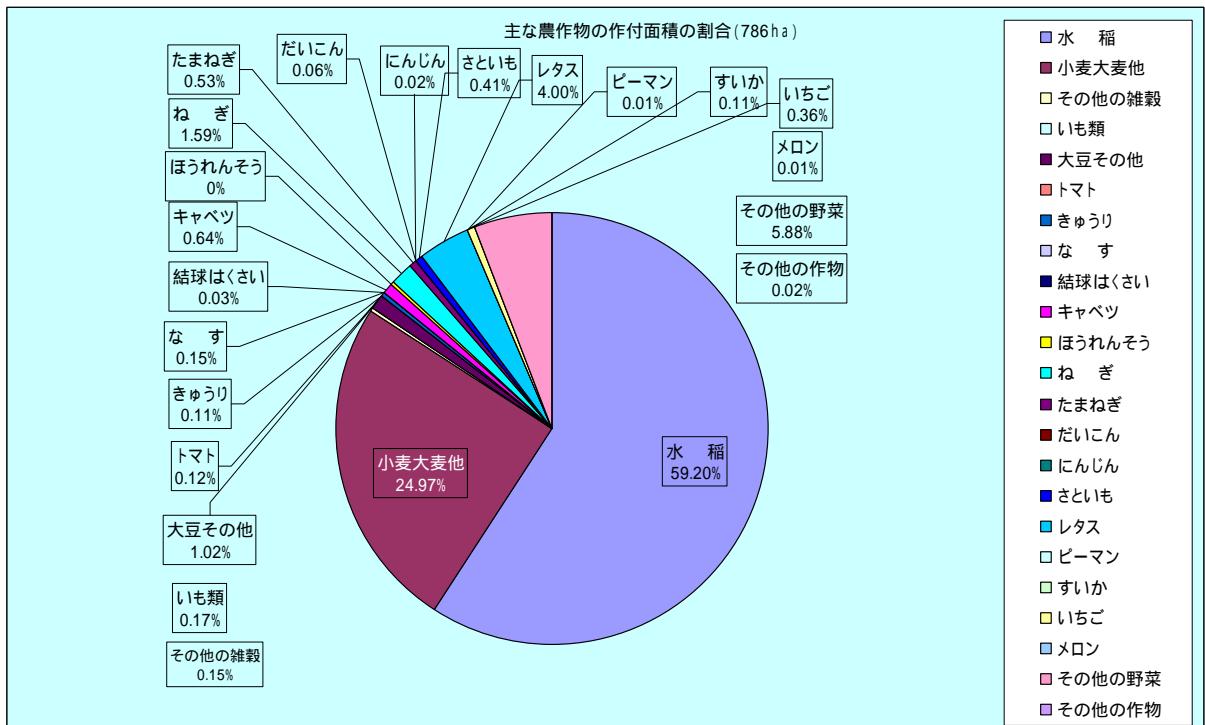
第三次産業の割合は同時期において増加し続け、10.4 ポイントと増加し現在は 62.8% です。

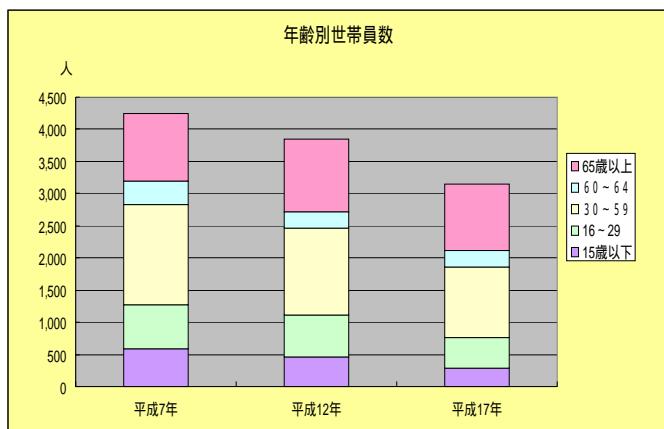


区分	第1次産業		第2次産業		第3次産業		総数
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	
昭和60年	1,679	12.7	4,617	34.9	6,935	52.4	13,231
平成2年	1,409	10.2	5,036	36.5	7,367	53.3	13,812
平成7年	1,300	8.8	5,094	34.4	8,393	56.8	14,787
平成12年	1,128	7.7	4,856	33.3	8,595	59.0	14,579
平成17年	1,103	7.7	4,232	29.5	9,016	62.8	14,351

資料：国勢調査

第一次産業就業者の内、約 96% は農業従事者であり、米麦を中心とした土地利用型農業を展開していますが、農業については特に農業者人口の減少と高齢化、後継者不足が深刻な問題となっています。





資料：平成17年度農林業センサス

第二次産業就業者は、約 65%が製造業従事者であり、約 35%が建設業従事者です。製造業においては、近年、航空機等で使用される炭素繊維素材製造のため、トレカ工場の増設による労働者が急増しています。

海産物加工品である小魚珍味の生産量が全国生産の 70%を占めており、松前町唯一の地場産業として、その販売は全国におよんでいます。

また、バイオマス関連企業も数社立地しており、今後のバイオマстаウン化に大きな強みになっています。



松前町の特産品 「珍味」



魚の行商を行なっていた「おたた」さん

第三次産業就業者は、約 26%が卸売・小売業従事者、約 22%がサービス業従事者です。隣に中核市である松山市があるため、就業先としては、就業者の流出人口（7,803 人）は流入人口の約 1.6 倍に上っています。

また、消費の動向についても、町内購買力の 50%は、町外での消費に回っているという現状でしたが、平成 20 年に中・四国最大級の大型商業施設が完成したことにより、その割合は逆転すると思われます。

(2) 社会的特色

人口

平成 17 年の人口は 30,564 人ですが、第 3 次松前町総合計画の目標年度である平成 22 年度における総人口は 32,500 人になると見込まれ、その場合の年少人口は 5,160 人、生産年齢人口は 20,160 人、老人人口は 7,180 人であり、高齢者の比率は 22.1%になると見

込まれています。

なお、世帯数は、平成 17 年の 11,360 世帯に対し、平成 22 年には、12,310 世帯になると見込まれています。

交通

交通は、町の中心部を南北に走る国道 56 号線が整備されています。

また、隣接する松山市の中心部より南進してきた私鉄電車と JR 予讃線が 2 本、南北に町内を通っており、県都松山市の中心部まで 20 分以内という、交通の便の良い通勤圏を形成しています。



気候

温暖で降水量の比較的少ない瀬戸内海気候に属しており、年間平均気温は約 16.7 ℃、平均降水量は約 1,469mm となっています。

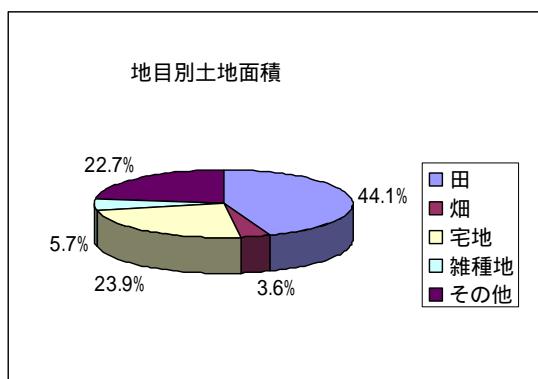
(3) 地理的特色

本町は、愛媛県の中予地区に属し、高縄山系に源を発した一級河川重信川を境にして、県都松山市と隣接し、道後平野の西南部にあります。

東は遠く四国の靈峰石鎚山を仰ぎ、西に伊予灘、南に四国山脈が望めます。

土地は平坦地で起伏が少なく、全てが可住地です。

面積は 20.32 km² であり、地目別土地面積は、田 44%、畠 3%、宅地 23%、雑種地 5%、その他 22% です。



(4) 行政上の地域指定

都市計画区域
農村地域工業等導入促進法適用地域
農業振興地域
生活排水対策重点地域
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく規制区域

6. バイオマстаун形成上の基本的な構想

現状

松前町は土地利用からみますと、ベッドタウン化が進んだことから、田畠と宅地等の割合が半々になり、都市・農村の二元化しています。

また、経済的にみますと人口が徐々に増え、大型商業施設もでき都市化が進んだ結果、農家においては、昔からの麦わら等の焼却処分が迷惑がられるようになっている状況です。

現在、当町には廃棄物処理施設がなく、家庭からのせん定枝を除きすべて他市町で処分しています。可燃ごみを焼却している施設は、平成35年までに移転か自己処理しなければならないので、炉の負担を減らすためにごみの減量を進めています。自分たちの町で出たごみの中で処理できるものは、自分たちの町で処理しなければなりません。

平成18年度から町花ひまわりの種から油を採取し、食用や燃料として活用することに取り組んでいます。環境のまちづくり、遊休地等を活用し景観の創出を図り、軽油の代替となるバイオディーゼル燃料(BDF)などを製造・利活用することにより、資源のリサイクルを推進する取り組みを行なっています。

課題

このような背景から、本町におけるバイオマスの利活用については、「食品廃棄物」「廃食用油」「せん定枝」の廃棄物系バイオマス、「稻わら等」の未利用バイオマス、「ひまわり等」の油糧作物を利用した都市近郊型地域の特長を生かした住民、事業者、行政が一体となった地域循環型社会を目指します。

地域産業農業などの活性化を促し、地域産業の価値向上策を併せて検討し、地域のバイオマス全体を無駄なく効率的に利用します。

農業地域におけるエネルギー自給の可能性や農業を基盤とした循環システム、農業法人化や他業種による農業参画による雇用等の促進、地場産業を活性化するバイオマスの有効利用の可能性について検討します。

(1) 地域のバイオマス利活用方法

廃棄物系バイオマス

食品廃棄物

町内から排出される家庭系・事業系の生ごみは、1,510tで、ほとんどが隣市にある伊予地区清掃センターで焼却され再利用はされていません。

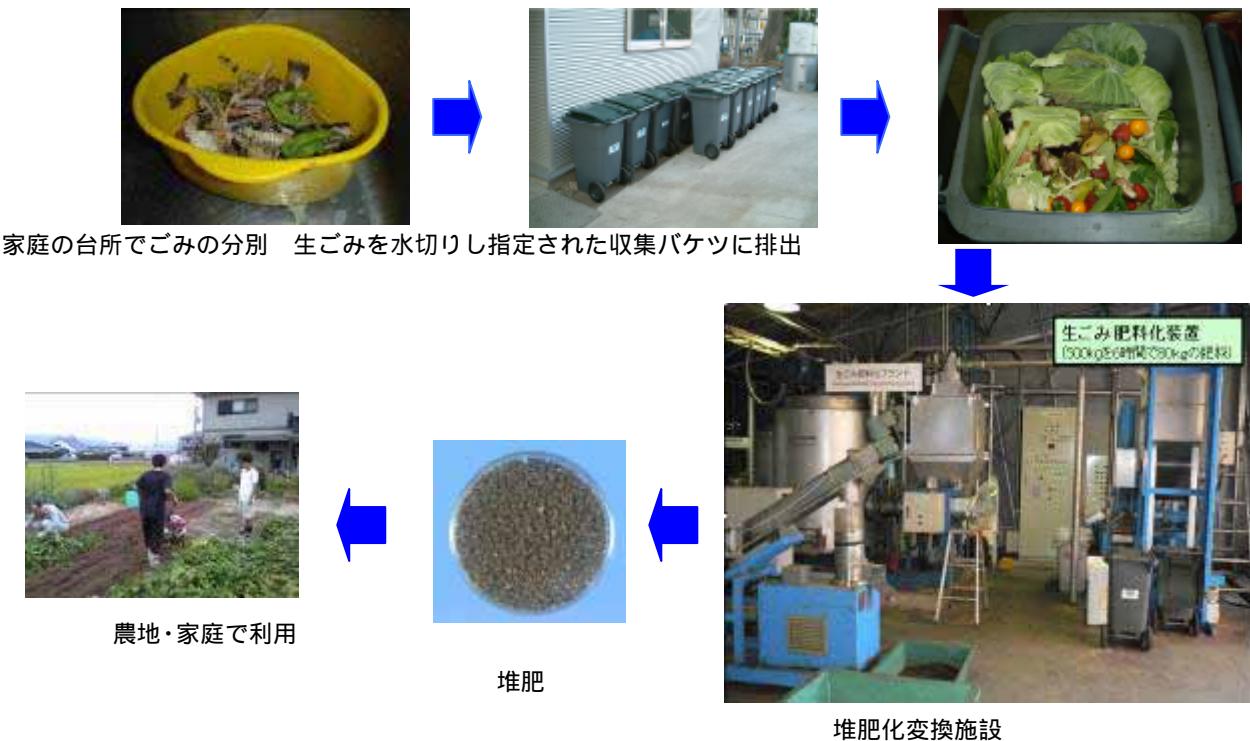
まずは、モデル地区を定め家庭から出る生ごみは、住民の協力を得て分別を徹底し、現在のごみステーションに専用の容器を設置して収集します。事業系の生ごみにおいても、協力してくれる事業者と収集業者とが連携し収集を行います。

今まででは、隣市の焼却場に搬入していましたが、町内に変換施設を設けることによ

り、処理施設が近くなることで、収集車の燃料が減り二酸化炭素も削減されます。変換施設については、堆肥化・炭化・燃料化施設を検討する予定です。

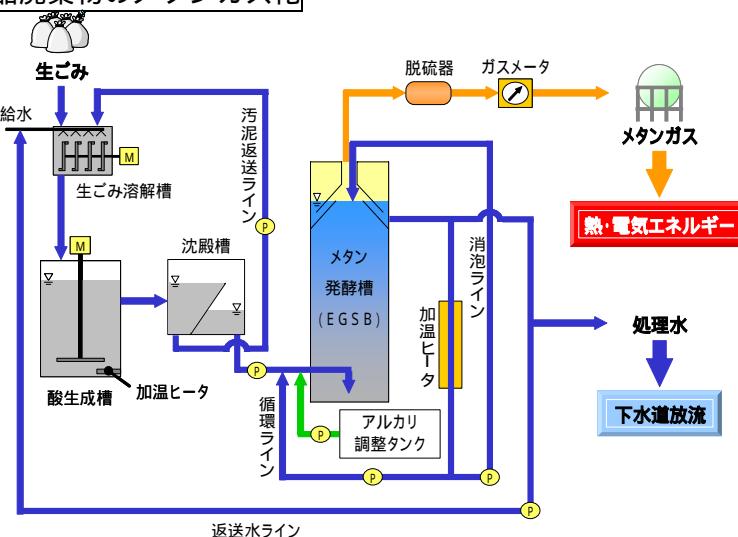
堆肥は、農地で利用します。炭化・燃料化施設で変換されたものは、チップ化、メタンガス化、エタノール化し、発電やボイラーエネルギー、車両用燃料としての利用を検討します。

食品廃棄物の肥料化



食品廃棄物のメタンガス化

資料：東京農業大学

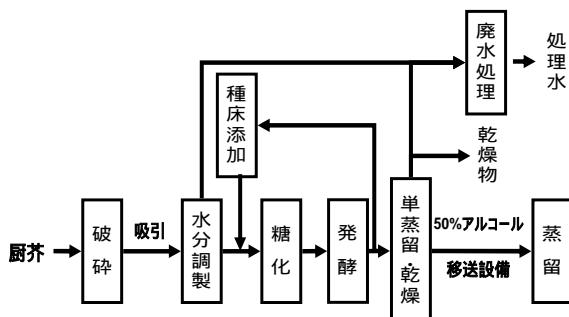


資料：東京農業大学

食品廃棄物エタノール化

固体発酵プラント

固体発酵法のフロー



資料：東京農業大学

廃食用油

家庭系・事業系の廃食用油は、年間 142 t で、家庭系の 49 t は、ほとんどが可燃ごみとして焼却されています。

家庭から出る廃食用油は、本庁、地区公民館の 4 箇所設置している廃食用油回収ボックスに住民が持参し、年間 1 t は回収されています。今後設置箇所を増やし広報などで周知することにより、回収量の増大を図ります。

現在、隣市に大規模な変換施設があるためそちらに搬入していますが、費用対効果を考慮し、必要性が認められれば、町内に変換施設の設置を検討します。

変換された BDF は、車両燃料や施設のボイラー燃料の利用を検討します。



廃食用油回収ボックス



BDF 燃料製造装置



公用車・農作業車への利用

せん定枝

年間 580 t 家庭から出るせん定枝は、可燃ごみとして焼却していましたが、平成 18 年 4 月より分別収集し、町内の農業生産法人(有)あぐり に搬入され、土壌改良材として利用されています。

事業所から出るせん定枝や家庭から出る一時大量せん定枝については、事業者等と収集業者とが連携し収集を行います。今までには、隣市の焼却場に搬入していましたが、町内の変換施設を利用することにより、収集車の燃料が減り二酸化炭素が削減されます。変換施設については、堆肥化・炭化・燃料化施設を検討する予定です。

堆肥は、農地で利用します。また、炭化・燃料化施設で変換されたものは、チップ化、メタンガス化、エタノール化し、発電やボイラー燃料、車両用燃料としての利用を検討します。



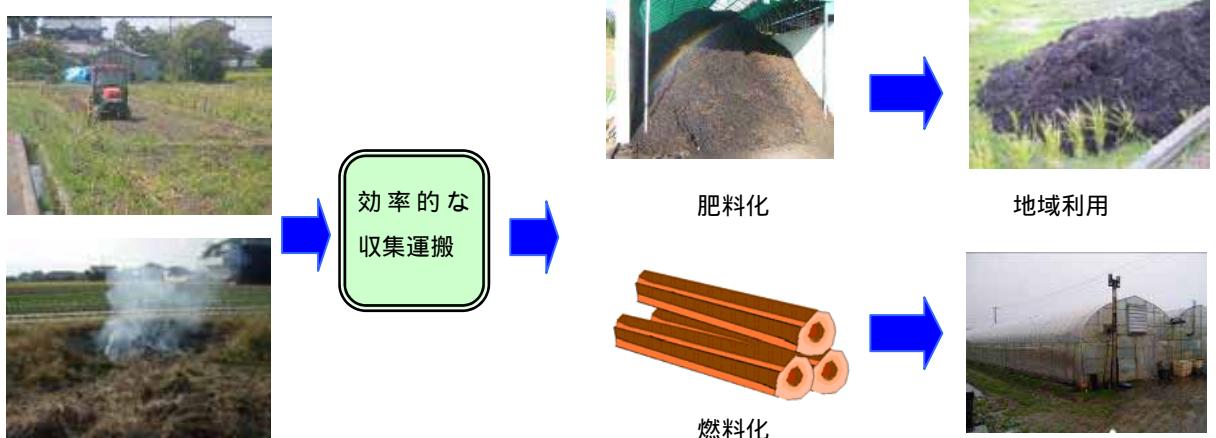
未利用系バイオマス

稻わらもみ殻他農作物非食用部

稻わらは、年間 3,763t 発生し、ほとんどが鋤き込みされています。また、もみ殻麦わら他農作物非食用部についても、鋤き込みまたは焼却されています。

近年の都市化により、農地の近くに住宅が建ち、焼却による苦情が最近増加していますので、焼却せず再利用することが望まれます。

効率的な収集、輸送システムの構築、堆肥化、燃料化の変換技術が確立されれば、積極的な利用を検討します。



資源作物

ひまわり等油糧作物

現在、地域に委託して 1ha の遊休農地でひまわりを栽培し、174 リットルのひまわり油を製造しています。ひまわり祭や文化祭等のイベントで循環型社会について啓発するとともに、油は保育所の給食で利用し、その廃食用油を燃料に活用しています。

今後は、遊休農地を利用した耕作地のさらなる拡大を図り、農地の保全、環境教育と町花ひまわりを活用した景観づくりを推進します。



(2) バイオマスの利活用推進体制

松前町バイオマスマタウン推進協議会(仮称)

町全体の取り組みとしてバイオマスの利活用を推進していくために、「松前町バイオマスマタウン推進協議会(仮称)」を設置します。

協議会の構成メンバーについては、農業代表者、農業団体代表者、松前町区長会、松山市農業協同組合、松前町商工会、バイオマス関連業者、食品業者、廃棄物収集業者、N P O、行政の予定です。

関係者間の役割分担

バイオマスの利活用の推進にあたっては、住民・農業関係者・事業者・行政が互いに協力しつつ、それぞれの立場に応じて取り組んでいく必要があります。そのため、各主体には次のような役割が考えられます。

住民、N P O

- ・バイオマス利活用、バイオマスマタウンについての理解や関心を高めます。
- ・変換されたバイオマス製品やそれによって付帯されたサービスを積極的に導入、購入し、有効に利用します。
- ・日常生活における省エネルギー行動やごみの分別を実践します。
- ・地域の農家とふれあい体験できる環境保全型農業やN P O等のバイオマスマタウン活動等へ積極的に参加します。

- ・モデル事業への参加、支援。
- ・行政と一緒に環境教育を行います。

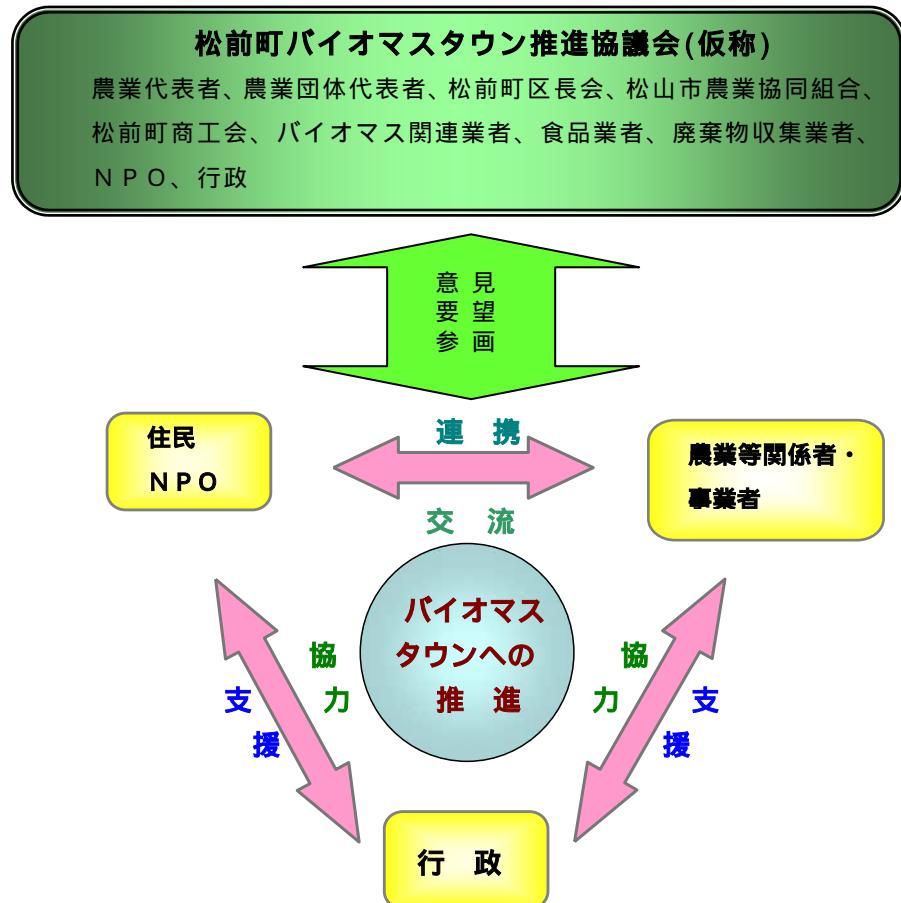
農業等関係者、事業者

- ・バイオマス資源を活用した新たな産業の担い手となります。
- ・バイオマス資源の効率的な生産、収集、利用。
- ・国等の助成制度を活用したバイオマス変換技術の開発や技術提供、事業活動への参入。
- ・事業活動における省エネルギーの実践と環境教育を行います。
- ・住民や行政の実施するバイオマстаун活動への協力と連携を図ります。

行政

- ・バイオマстаун化の普及啓発と施策の推進、大人だけでなく、幼・小・中・高校生からの環境教育の普及啓発に努めます。
- ・住民、事業者等のバイオマстаун活動への支援を行います。
- ・バイオマстаун化を推進するための支援を検討します。
- ・推進体制の整備、バイオマстаун化の評価点検を行います。
- ・県及び近隣市町との広域的な連携を行います。
- ・愛媛県では、「えひめバイオマス利活用マスターplan」を策定し、県内に豊富に賦存する各種バイオマスの有効活用を目指しており、松前町としても、県の施策と連携をとりながら、バイオマス事業を推進します。

推進体制図



(3) 取組工程

導入プラン

食品廃棄物

・企業循環システムの形成

食品廃棄物を排出する企業、食品廃棄物を処理する企業、処理されたものを利用する企業の3つの企業が循環するシステムを形成し、食品廃棄物の安定した循環を目指します。システムの形成により、地域産業の振興が図れます。短期的には、町内にある企業のニーズを把握し組織化を行い、モデル事業の実施を検討します。

・処理施設の整備

堆肥の変換技術の確立と処理施設の構築を検討します。

・収集体制の検討

安定した循環システムの形成を行っていくために、収集体制の確立を検討します。

廃食用油

・利活用の推進

公用車・公共バス(ひまわりバス)・農業機械への燃料の利用や、公共施設のボイラー燃料の利用に向け具体的な検討を行います。長期的には、住民の利用も検討します。

・収集体制の検討

事業系については給食センターと8箇所の保育所で廃食用油の回収を行っています。今後は食品加工業者などからの収集も視野に入れ、収集量の増大と安定化を図ります。

家庭系については、庁舎と3箇所の公民館に廃食用油回収ボックスを設置しています。今後は設置箇所を増やすとともに、住民への周知を徹底し、収集量の増大と安定化を図ります。

せん定枝

・利活用の推進

現状に引き続き、土壤改良材を農業生産法人(有)あぐりでの利用を推進します。長期的に収集量が増大・安定し、土壤改良材が農業生産法人の需要量を上まわるようであれば、一般農家・家庭での利用も検討します。

さらに炭化・燃料化も検討していきます。チップ化、メタンガス化、エタノール化し、発電やボイラー燃料、車両用燃料への利用を検討します。

・処理施設の整備

現在町が委託している農業生産法人(有)あぐりの処理施設の整備・拡大を支援し、さらなるせん定枝の処理量の増大を図ります。

・収集体制の検討

月2回の行政収集回数を住民の排出量の推移を考慮し、必要があれば見直します。

稻わら等

・利活用の推進

長期的な視点に立って、現状のニーズを把握しながら、収集・輸送システムの構築、変換技術の確立、燃料化・堆肥化されたものの利用方法の検討を行います。また、合わせて組織化を行い、安定した循環システムを構築します。

ひまわり等

- ・油糧作物の栽培

農地の保全、美しい景観の形成という視点で、耕作地の拡大を検討し、さらなる生産量の拡大と安定化を図ります。

- ・処理施設の整備

長期的な視点に立ち、搾油作業の行える施設の設置を目指します。

- ・利活用の推進

搾油されたひまわり油を学校給食センターや保育所の給食で利用します。給食で利用された廃食用油を燃料化し、利用していくことで循環型システムを形成します。その後、需要・供給量の推移を考慮し、体制の見直しを行います。

スケジュール

種類		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
廃棄物系バイオマス	食品廃棄物	ニーズの把握、組織化、収集、変換、利用方法の検討、処理施設の検討、地区別収集体制の検討 モデル事業の実施		堆肥化利用		
	廃食用油	利活用の一層の推進 地区別収集・利用体制の検討、処理施設の検討		燃料化利用		
	せん定枝	利活用の一層の推進、 処理施設の整備		堆肥化利用		
バイオマス未利用	稻わら等	地区別収集体制の検討 ニーズの把握、組織化、収集、変換、利用方法の検討 モデル事業の実施		堆肥化、 燃料化利用		
資源作物	ひまわり	耕作地の拡大、生産量の増加、農地の保全、処理施設の検討 利活用の一層の推進、美しい景観形成		堆肥化、 燃料化利用		

7. バイオマスマップ構想の利活用目標及び実施により期待される効果

(1) 利活用目標

廃棄系バイオマス利用目標は90%、未利用バイオマスの利活用目標は42%、資源作物の利活用目標は80%とします。

バイオマス	賦存量 (湿潤量換算)	賦存量 (炭素量換算)	変換・処理方法	仕向量 (炭素量換算 目標値)	利用方法	利用率 (目標)
(廃棄物系バイオマス)						
食品廃棄物	3,811t	168t	堆肥化・飼料化	148t	堆肥・燃料利用	88%
廃食用油	142t	101t	燃料化	96t	燃料利用	95%
廃木材	30t	7t	チップ化・堆肥化・燃料化	7t	堆肥・燃料利用	100%
せん定枝	739t	165t	堆肥化・燃料化	165t	堆肥・燃料利用	100%
下水道汚泥	202t	19t	-	0t	-	0%
浄化槽汚泥	75t	7t	堆肥化	5t	堆肥	71%
小計	4,999t	467t		421t		90%
(未利用バイオマス)						
稻わら	3,763t	1,077t	堆肥化・燃料化	444t	堆肥・燃料利用	41%
もみ殻	894t	256t	堆肥化・燃料化	112t	堆肥・燃料利用	44%
麦わら	233t	67t	堆肥化・燃料化	27t	堆肥・燃料利用	40%
その他農作物非食用部	161t	13t	堆肥化・燃料化	5t	堆肥・燃料利用	38%
小計	5,051t	1,413t		588t		42%
(資源作物)						
ひまわり	0.7t	0.5t	燃料化	0.4t	燃料利用	80%
小計	0.7t	0.5t		0.4t		80%

(2) 期待される効果

バイオマスの利活用を通して、下記のような効果が期待されます。

・地球温暖化防止 循環型社会の形成

今まで焼却していた食品廃棄物、せん定枝などの可燃ごみ処理量が減ることにより、焼却処理施設への負担が緩和されるとともに、燃料である重油の削減にもつながります。処理施設が近くなることにより、収集車の燃料も削減されます。使い捨て社会から循環型社会への移行が促進され、二酸化炭素等の排出量削減が期待されます。肥料化等を行うことにより、農業での地域外からの購入堆肥や肥料を削減でき、地球温暖化防止につながります。

・環境水準の向上

化学肥料を減らし、バイオマスの堆肥を利用することにより、耕作地等の土壤改良、食の安全、河川の水質改善等が期待されます。

・地域経済等の活性化

バイオマスを利活用した農作物をブランド化することにより、消費者に環境への関心を持ってもらうとともに、商品の購買増加による農業の活性化が期待されます。



町の特産品から出る廃棄物を使ったバイオマスの有効活用により、特産品の更なるブランド化、地域産業の振興も考えられます。



・観光資源化

遊休農地等で油糧作物を育てることにより、町の観光資源となることが期待されます。



・地域の雇用等の促進

地産地消ができるためのシステム化を行い、地域内の兼業農家・高齢農家や若い担

い手、団塊の世代の受け入れなどお互いに助け合いながら、効率よく農業生産活動や農地・水路の保全活動を行う集落営農の組織化・法人化を推進することにより、雇用促進が期待されます。

また、バイオマス変換施設を整備することにより、収集・運搬・製造等、新分野での雇用促進、遊休地の利用をシステム化する取り組みなどの農業支援を行うことにより、雇用の促進にもつながります。

水と緑の豊かな自然と住民生活、産業活動が調和した、思いやりの心をもって豊かにふれあう人にやさしい、住んで良かったと実感できる「**人とみどりが輝く ぬくもりの町 松前**」の具体化を目指し、バイオマстаунを推進していきます。

8. 対象地域における関係者を含めたこれまでの検討状況

平成 18 年度松前町省エネルギービジョン策定(平成 19 年 2 月)

平成 20 年松前町バイオマстаун構想の策定(平成 21 年 3 月予定)

検討経過について

松前町バイオマстаун構想策定委員会(第 1 回)

日 時 平成 20 年 7 月 11 日(金) 午後 2 時 ~

検討内容

(1) 構想策定の概要及びスケジュール

(2) 松前町の特性

(3) 賦存量及び現在の利用状況

松前町バイオマстаун構想策定委員会(第 2 回)

日 時 平成 20 年 10 月 10 日(金) 午後 1 時 ~

検討内容

(1) 賦存量及び現在の利用状況

(2) これまでの利活用の取り組み状況の整理

(3) 構想の実施により期待される利活用目標及び効果

松前町バイオマстаун構想策定委員会(第 3 回)

日 時 平成 20 年 12 月 12 日(金) 午後 1 時 ~

検討内容

(1) 構想の実施により期待される利活用目標及び効果

(2) 利活用推進体制

松前町バイオマстаун構想策定委員会(第 4 回)

日 時 平成 21 年 2 月 2 日(月) 午後 1 時 ~

検討内容

(1) バイオマстаун構想(案)について

9. 地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況

松前町における現在の利用状況一覧 賦存量と仕向量は湿潤量ベース

バイオマス	賦存量 (t)	変換・処理方法	仕向量 (t)	利用方法	利用率(%)
(廃棄物系バイオマス)					
食品廃棄物	3,811	堆肥化・飼料化・焼却	1,893	堆肥化・飼料化	50
廃食用油	142	燃料化・焼却	51	燃料化	36
廃木材	30	チップ化・堆肥化・燃料化	30	チップ化・燃料化	100
せん定枝	739	堆肥化・焼却	639	堆肥化	86
下水道汚泥	202	未利用	0	未利用	0
浄化槽汚泥	75	堆肥化・焼却	36	堆肥化	48
(未利用バイオマス)					
稻わら	3,763	堆肥化・焼却・鋤込み	75	堆肥化・農地還元	2
もみ殻	894	堆肥化・焼却・鋤込み	340	燃料化・堆肥化・農地 還元	38
麦わら	233	堆肥化・焼却	2	堆肥化・農地還元	1
その他農作物非食用部	161	堆肥化・焼却・鋤込み	2	堆肥化・農地還元	1
(資源作物)					
ひまわり	0.1	食用化・燃料化	0.1	燃料化	100

10. 地域のこれまでのバイオマス利活用の取組状況

(1) 経緯

- 平成 12 年度から、給食センターから出る残渣や浄化槽汚泥をし尿処理場で堆肥化しています。

販売量 年間約 36t

- 家庭用廃食用油は役場や公民館で回収し、廃油石鹼として配布しています。また平成 17 年度から、学校給食センターや保育所から出る廃食用油を回収し、BDF 精製会社でリサイクルをしています。

回収量 年間約 3t

- 生ごみの減量化及び資源化意識の高揚を図るため、コンポスト購入補助を平成 4 年度から、バケツ補助並びに電気生ごみ処理機等購入補助を平成 12 年度から行っています。

コンポスト購入補助 1,444 基

電気生ごみ処理機補助 210 基

バケツ補助 84 基

- 愛媛県が平成 16 年度に「えひめバイオマス利活用マスターplan」を策定したことを受け、その推進方策として平成 18 年度に「松前町バイオマス推進事業」を立ち上げま

した。県から収穫機械等の貸与、技術面、財政面の支援を受けるため、モデル町として参加し、ひまわりを活用したバイオマス事業を展開しています。

- ・家庭から出る落ち葉やせん定枝を可燃ごみとして焼却していましたが、平成18年度から資源ごみの「せん定枝」として分別収集し、委託した農業法人で土壤改良材として再利用されています。
- ・平成13年度からごみ減量等の推進を図るため、町が指定するモデル地区が積極的にごみ減量対策等に取り組む事業に要する経費に対して、松前町ごみ減量対策等モデル地区事業費補助金を交付しています。中川原地区がこのモデル地区に指定され、ごみ減量化・リサイクルを通じた生活改善に取り組んでいます。

(2) 推進体制

ひまわりの種から燃料化を進める松前町バイオマス事業では、NPO法人、地区、まちづくり塾など地域の協力を得て、平成18年度からひまわりの栽培を行っています。

(3) 関連事業・計画

- ・平成18年度 松前町省エネルギービジョン策定（平成19年2月）
重点施策の展開項目の中で、バイオマスの利活用、エネルギー作物の栽培、食品残さ・生ごみ・し尿等の利用を挙げています。

(4) 既存施設

- ・伊予市松前町共立衛生組合 塩美園（し尿浄化槽汚泥処理・汚泥再生処理）

処理能力：68kL/日

し尿・・・50kL/日 浄化槽汚泥・・・18kL/日

農業集落排水処理施設からの脱水汚泥・・・0.5t/日

厨芥類、水産固体有機廃棄物等・・・0.5t/日

処理方式：膜分離型高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理



塩美園



学校給食センターからの給食残渣



乾燥



堆肥販売



袋詰め



乾燥

・農業生産法人(有)あぐり せん定枝の処理施設
処理方式：微生物による発酵
処理能力：3.14 t / 日(発酵処理 180 日)
生産堆肥：受入量の 40%
請負耕作地：約 51ha



せん定枝処理施設



土壤改良材